

伊丹市職員の定員管理に関する指針（H28.4～H32.4）

I これまでの取り組みと現状の分析

厳しい財政状況の下、本市では増大する行政課題に対応しながら財政健全化計画に基づく事務事業の見直しを進めるなど、伊丹市定員適正化計画（H17.4～H22.4）の着実な遂行により職員数の適正化に努めた結果、平成 22 年 4 月 1 日現在で 2,000 人という目標値に対し、同日の職員数は 1,975 人という結果となった。

一方、国においては平成 22 年に総務省より示された地方公共団体定員管理研究会の報告書において、組織のスリム化に一定の効果があつたものの住民サービスの低下が懸念される等の課題を示し、地域の実情に応じた取り組みを行うよう求めており、本市においても現状維持を基本としつつ、地方分権一括法による事務移譲や緊急経済対策などに対応するため組織改編や人員配置を行ってきた。

なお、病院機能の充実により企業職員が増となったこと、平成 27 年度より再任用職員のフルタイム化により平成 27 年 4 月現在における職員数は 2,077 人と当初計画策定時の人数を上回る結果となっている。

II 今後の課題とその対応

少子高齢化等による事務量の増などから、福祉部門については今後も一定数の職員確保が必要であるが、普通会計職員数に関しては一定数の確保もできていることから、事務の見直しや PPP の推進により職員総数は現状維持を基本としつつ、必要な部署に適宜配置を行う。

III 今後の指針とその考え方

こうした経緯や現状分析を踏まえ、以下のとおり今後の定員管理に関する指針を定める。

『概ね現状維持を基本とし、

- ① 施策に応じて柔軟かつ機敏な職員配置を行う。
- ② 職員数だけでなく年齢構成も考慮した定員管理を行う。
- ③ 各企業等の個別課題の解決に向けた組織体制構築と経営意識の徹底を図るため、各任命権者毎に個別に計画を策定する。

こととする。』

IV 指針に基づく今後の職員採用方針

この指針に基づいて各年度毎に職員採用計画を策定することとなるが、主要な職種である一般事務・技術職については、次のとおり基本方針を定める。

事務職 … 福祉関係への対応などのため、年間で数名程度の増員が見込まれるが、他の職種の状況や事務量の増減などを考慮に入れながら、現行総数内で柔軟に対応する。

技術職 … 職種毎に若干の増減はあるものの、現状維持を基本とし、採用については、各職種毎の年齢構成等も踏まえ計画的に行うものとする。

なお、各任命権者毎の採用計画等を踏まえた今後5年間の職員数の推計は下表のとおりであるが、これらは本指針策定時点での予測値であり、今後、事務委譲の進展等の動向に伴い情勢が大きく変化した場合には適宜見直しを行う。

部 局	H27	H28	H29	H30	H31	H32	条例定数
市長部局	875.0	870.0	865.0	865.0	865.0	865.0	970
	(875)	(871)	(866)	(866)	(866)	(866)	
行政委員会	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	30
	(26)	(26)	(26)	(26)	(26)	(26)	
教育委員会	235.0	235.0	235.0	235.0	235.0	235.0	335
	(235)	(235)	(235)	(235)	(235)	(235)	
消防局	200.4	201.2	203.4	203.4	206.0	207.0	210
	(203)	(204)	(206)	(206)	(206)	(207)	
合 計	1,336.4	1,332.2	1,329.4	1,329.4	1,332.0	1,333.0	1,545
	(1,339)	(1,336)	(1,333)	(1,333)	(1,333)	(1,334)	
交通局	169.8	169.8	169.8	169.8	169.8	169.8	210
	(170)	(170)	(170)	(170)	(170)	(170)	
上下水道局	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	117
	(80)	(80)	(80)	(80)	(80)	(80)	
伊丹病院	483.0	507.0	515.0	521.0	527.0	527.0	527
	(483)	(507)	(515)	(521)	(527)	(527)	
ボートレース	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	13
	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	
企業計	740.8	764.8	772.8	778.8	784.8	784.8	867
	(741)	(765)	(773)	(779)	(785)	(785)	
伊丹市総合計	2,077.2	2,097.0	2,102.2	2,108.2	2,116.8	2,117.8	2,412
	(2,080)	(2,101)	(2,106)	(2,112)	(2,118)	(2,119)	

※ 上段は再任用短時間勤務職員を0.8人換算した職員数、下段は職員実数。
 条例定数は、再任用短時間勤務職員を時間換算した数値（上段）を基礎とする。